

遺言による保険金受取人変更と その後の生前行為による保険金受取人変更

— 仙台高判平成20年3月27日（判例集未登載）

平成19年（ネ）第523号、保険金請求控訴事件 —

佐野 誠*

1. 事案の概要

(1) 本件は、生命保険契約の死亡保険金受取人に指定されたとする X が、保険者である Y に対し、死亡保険金の支払を求めた事案である。

(2) A は、Y との間で、平成17年9月1日、次のとおりの生命保険契約を締結した。

ア（本件生命保険契約1）

保険種類	（商品名略）普通定期保険	
保険契約者	A	
被保険者	A	
死亡保険金受取人	B（Aの夫）	
被指定契約 ¹	下記イの契約	
主契約の内容	保険種類	普通定期保険
	保険期間	10年間

* 福岡大学法科大学院教授

	保険期間の終期	平成 27 年 8 月 31 日
	保険金額	5000 万円
イ	保険種類	(商品名略) 終身保険
	保険契約者	A
	被保険者	A
	死亡保険金受取人	B
	主契約の内容 ²	保険種類 (商品名略) 終身保険
	第 1 保険期間の終期	平成 30 年 8 月 31 日
	第 2 保険期間開始日	平成 30 年 9 月 1 日
	第 2 保険期間の終期	終身

本件生命保険契約の約款には、①保険契約者は、被保険者の同意を得て、保険金受取人を指定し、又は変更することができる、②保険契約者が保険金受取人を指定し、又は変更したときは、その旨を Y に通知して保険証券に裏書を受けることを要する旨の条項が記載されていた。

(3) A は、平成 13 年以降、X 及び X の子である C から多額の借入を重ねていたところ、平成 17 年ころの借入残高は約 6400 万円に達した。

X 及び C と A は、平成 17 年 12 月 15 日ころ、本件各生命保険契約に基づく死亡保険金をもって、本件貸付債権の返済に充てることで合意した。同日、公証人役場において A を遺言者とし、①本件各生命保険契約の死亡保険金受取人を B から X に変更する、②遺言執行者を X とする、③遺言執行者たる X は、A の死亡後、すみやかに Y に対し、死亡保険金受取人変更の通知

¹ 保険契約指定特約が付加された契約を指定契約と称し、本特約が付加された場合、その契約の保険料は積立型終身保険の積立金から払い込まれる。この場合の積立型終身保険を被指定契約という (<http://www.asahi-life.co.jp/glossary/03.html#18>)。

² イ契約の保険金額は、判決文からは不明である。

をするとともに、所定の手続をするという内容の公証人 F 作成に係る遺言公正証書が作成された。また、A は、X に対し、そのころ、本件各生命保険契約の保険証券を交付した。

(4) 本件各生命保険契約は、平成 18 年 1 月 1 日、いったん失効した。A は、Y に対し、同年 2 月 1 日、本件各生命保険契約の復活を申し込むと同時に、本件各生命保険契約の保険契約者を A から A の子である D に、死亡保険金受取人を B から D にそれぞれ変更したい旨の希望を告げた。A は、Y に対して、同月 28 日、本件各生命保険契約の保険契約者を A から D に、死亡保険金受取人を B から D にそれぞれ変更するとの意思表示をした。その際、A は、Y に対し、本件各生命保険契約の保険証券を紛失したと申告したので、Y は、保険契約者及び死亡保険金受取人を D と表示した本件各生命保険契約の保険証券を再発行した。

(5) A は、平成 18 年 4 月 30 日、死亡した。

(6) X は、Y に対し、平成 18 年 7 月初旬ころ、本件遺言による本件各生命保険契約の死亡保険金受取人の変更を通知し、本件生命保険契約 1 に基づき、死亡保険金 5000 万円の支払いを請求したが、Y はこれを拒んだ。なお、Y は、いまだ、何人に対しても、本件生命保険契約に基づく死亡保険金を支払っていない。

(7) X は、D に対し、平成 19 年 4 月 17 日、本件訴訟を告知した。

2. 判旨

(1) 第一審³（請求棄却）

「一般に、担保を差し入れた者は、その担保の価値を殊更に低減させてはならない信義則上の義務を負うと解されることに照らせば、X の主張する本件保険金受取人不変更の合意自体は存在したものと認められる。」

「問題は、本件保険金受取人不変更の合意の効力にある。

この点、保険契約者とその債権者との間で保険金受取人の不変更が合意された場合であっても、そのような合意は、あくまで保険契約者とその債権者との間の合意であるから、保険契約者と保険者との間において保険契約者に留保された保険金受取人変更権を、保険契約者が保険者に対して行使することを妨げることはできないと解される。そうすると、保険契約者がその債権者との合意に反して、保険者に対して保険金受取人変更権を行使した場合、当該債権者が保険契約者に対して債務不履行責任を問うことはともかく、保険契約者による保険金受取人の変更はなお有効であるというべきである。

また、保険契約者が遺言によって保険金受取人を変更することは可能であるとしても、民法 1023 条 2 項、1026 条からすれば、保険契約者は、当該遺言によって保険金受取人と指定された者との合意の有無およびその内容いかんにかかわらず、当該遺言と抵触する法律行為をなしうるものと解される。

以上を本件に当てはめると、本件保険金受取人不変更の合意の存在にかかわらず、A が本件遺言による本件各生命保険契約の死亡保険金受取人の変更を撤回し、本件各生命保険契約の死亡保険金受取人を D に変更したことは有効であるといえるから、本件各生命保険契約の死亡保険金受取人は D であると認められる。

これに対して、X は、その担保に対する期待権を保護すべきであるという趣旨の主張をするが、X は、本件貸付債権の担保としてそのほかの方策も考えられたにもかかわらず、遺言によって債権者を保険金受取人に指定するという担保としては甚だ脆弱な方策を選択したものであるから、原告に不利

3 福島地裁会津若松支判平成 19 年 11 月 20 日 (判例集未登載) 平成 19 年 (ワ) 第 46 号、保険金請求事件。

益な結果が生ずることもやむを得ないというほかない。また、Xは・・・Yには保険金の二重払いの危険はないと主張するが、この主張は、Xの対抗要件具備がDのそれに遅れたことに対する反論に留まるというべきであって、上記結論を左右するものではない。」

(2) 控訴審⁴（控訴棄却・確定）

「本件保険契約においては、保険金受取人の変更請求権は保険契約者であるAに留保されていたこと、本件保険契約の被保険者は保険契約者であるA自身であったことが認められるから、Aは、本件保険契約上、いつでも自由に死亡保険金受取人を変更する意思表示をすることができ、その意思表示の相手方は必ずしも保険会社であるYであることを要せず、新旧保険金受取人のいずれに対しても良いと解される（最高裁昭和62年10月29日第一小法廷判決・民集41巻7号1527頁参照）。

したがって、平成17年12月15日にされたAの本件遺言による、死亡保険金の受取人をBからXに変更する旨の意思表示は有効と解される。他方、Aは、平成18年2月28日、本件保険契約につき保険契約者をAからDに、死亡保険金の受取人をBからDに変更していることは、前記前提となる事実のとおりであるから、Aは、死亡保険金受取人変更の意思表示を二重にしていることになる。

そこで、本件保険契約における死亡保険金受取人はだれと認めるべきかが問題となる。」

「Xは、XとAとの間では平成17年12月15日に受取人不変更の合意がされたから、その後にはされた受取人をDに変更するとのAの意思表示は無効であると主張する。

⁴ 判例集未登載だが、事例研レポ235号11頁に要旨がある。

しかしながら、仮に X と A との間で X の主張する受取人不変更の合意がされたとしても、その合意は、X と A との間のもにすぎず、それによって A の受取人変更請求権を喪失させるものではない。なぜならば、本件保険契約上の保険契約者としての権利の内容は、約款を含む本件保険契約によって定まるものであり、保険者である Y の関与しないところで、A の本件保険契約上の権利が変更されることはあり得ないと解されるからである。

X は、受取人不変更の合意も債権の譲渡禁止の特約と同様に考え、合意に反する行為は無効とすべきである旨の主張をするが、死亡保険金受取人の変更に関して保険契約者と第三者との間で合意したにすぎない場合と債権者と債務者との間で当該債権につき譲渡禁止の特約を付する場合とでは、社会的にも、法律的にも何ら類似性や共通性は認められず、譲渡禁止の特約に反する債権譲渡が無効になるからといって、受取人不変更の合意に反する A の受取人変更の意思表示が無効となると解することはできない。

X は、D が死亡保険金受取人の地位を主張することは信義則に反するとも主張するが、X の地位を否定しているのは Y であって D ではないから、主張自体失当である。X は、二重払いの危険がないとも主張するが、本件は、保険契約者に保険金受取人変更請求権が留保されている場合に保険契約者が複数回にわたって変更請求権を行使したときに最終の保険金受取人が誰になるかという問題であって、二重払いの危険の問題ではなく、二重払いの危険がないからといって本件保険契約の内容と異なる解釈をすることはできない。また、X は、A に対して多額の貸付債権を有する X を保護すべきであるかのようにいうが、保険金請求権の差押さえなど法律で認められた手続きをしなかった以上、本件遺言をしてもらうことによって X が期待したことが実現しなかったとしてもやむを得ないものというべきである。もともと、保険金受取人の権利は、保険契約者に留保された受取人変更請求権によって一方的に剥奪されることがあり、権利としてはきわめて弱いものとされている

のである。

Xの主張は、いずれも採用することができないというべきである。

なお、遺言は遺言者の死亡の時からその効力を生ずるものであり（民法985条）、遺言者が生前に遺言の内容と抵触する法律行為をした場合には遺言を取り消したものとみなされるのであるから（民法1023条2項）、本件遺言による受取人変更の意思表示が仮に受取人不変更の合意を伴うものであったとしても、Aが本件遺言後、本件保険契約の受取人をDに変更する旨の意思表示をしたことによって、本件遺言による受取人変更の意思表示は取り消されたものといわざるを得ない。この点からみても、Xの主張は失当といわざるを得ないのである。

したがって、Xの受取人不変更の合意に関する主張は採用することができず、そうであれば、Aが本件遺言によって死亡保険金受取人をXに変更したとしても、その後の平成18年2月28日にした死亡保険金受取人をDに変更する旨の意思表示によって、本件保険契約の受取人は更にDに変更されたといわざるを得ないのであり、Xを現在の死亡保険金受取人と認めることはできない。」

3. 本判決の検討

(1) 問題の所在

本件の生命保険契約では、当初の死亡保険金受取人はB（保険契約者兼被保険者であるAの夫）であったが、まず、Aは死亡保険金受取人をBからX（Aの債権者）に変更するという公正証書遺言を行った。その後、Aは保険者であるYに対して、①保険契約者をAからD（Aの子）に変更する、②死亡保険金受取人をBからDに変更する、という内容の意思表示をした。さらにその後、被保険者であるAが死亡したところから、本件における死

亡保険金受取人は X と D のいずれであるのかが問題となった。

X は、A との間で、本件遺言によってなされた死亡保険金受取人変更の意思表示を撤回又は変更しない旨の黙示の合意をしたものであるから、その後になされた D への死亡保険金受取人変更の意思表示は無効であり、したがって、死亡保険金受取人は X であると主張している。

これに対して、第一審、控訴審とも、このような合意は A の死亡保険金受取人変更権を喪失させるものではなく、その後の A の死亡保険金受取人を D に変更するとする意思表示は有効であり、民法 1023 条 2 項により A の遺言による死亡保険金受取人変更の意思表示は取り消されたことになるので、A の死亡時における死亡保険金受取人は D であると判示した。

このように、本件の主たる論点は保険契約者と第三者との間における死亡保険金受取人不変更合意の効力であるが、さらにこれから派生する論点として、遺言による保険金受取人の最終的変更の可否という問題がある。すなわち、遺言（特に秘密証書遺言）による保険金受取人変更においては、保険契約者の意図としてその後の生前行為による死亡保険金受取人変更にかかわらず当初の遺言による死亡保険金受取人の指定を有効とするというケースがありうると思われるが、このような保険契約者の意図が保険契約上の効力として認められるか、という問題である。

(2) 遺言による保険金受取人変更の可否

遺言により保険金受取人を変更することができるかどうかについては、従来、商法の規定上明確でないことから、学説・判例において、肯定説、否定説、遺言の場を借りた死亡保険金受取人変更と解する説等、様々な見解が唱えられてきたが⁵、新保険法では遺言による保険金受取人変更制度を明文で規定することにより（保険法 44 条⁶）、この論争は決着した。

本件は保険法施行前の事案であるが、この問題は当事者間の論点とはなっ

ていないようであり、第一審判旨では「保険契約者が遺言によって保険金受取人を変更することは可能であるとしても」と微妙な言い回しをしているが、控訴審では遺言による保険金受取人変更の有効性を明確に認めている。

(3) 死亡保険金受取人不変更合意の効力

不変更合意についての X の主張は次のとおりである。すなわち、A は平成 13 年以降、X および C（X の子）から借入を重ねていたところ、平成 17 年 12 月ころの借入残高は約 6400 万円に達していた。そこで、X、C と A は、同月 15 日ころ、本件保険契約に基づく死亡保険金をもって、上記の債権の返済に充てることで合意し、同日、本件遺言公正証書を作成するとともに、A は、本件保険契約の証券類を X に交付した。このように、死亡保険金で貸付債権を返済する旨の合意をしたことからすると、A は、同日、X との間で、本件遺言によってされた死亡保険金受取人の変更の意思表示を撤回又は変更しない旨の黙示の合意をしたものというべきである。したがって、A が、仮にその後本件保険契約の死亡保険金受取人を D に変更したとしても、それは X との間でされた死亡保険金受取人不変更の合意に反し無効というべきであるとする。

これに対して第一審、控訴審とも、その合意は、X と A との間のもので、それによって A の保険金受取人変更権を喪失させるものではないとした。

⁵ 最高裁の判例はない。従来の学説・判例の状況については、岡田豊基「本件判批」事例研レポ 235 号 14 頁（2009）等参照。

⁶ ただし、44 条 1 項は任意規定と解されているので（萩本修編著『一問一答保険法』185 頁（商事法務、2009））、保険契約当事者間の合意で遺言による保険金受取人変更を認めないことは可能である。

契約自由の原則からすれば、保険契約者と保険金受取人との間で保険金受取人不変更の合意がなされることは問題ない。本件では X と A との間の書面による合意は存在せず、また、一方当事者である A が死亡しているので、合意の存否については状況から推認せざるを得ない。第一審ではこのような合意の存在を認定しているが、控訴審ではその存否の判断をしておらず、「受取人不変更の合意がされたとしても」という前提で論を進めている。

私見では、判決文における事実関係からするとこのような合意が成立した可能性はかなりあるのではないかと思われる。しかしその合意によって保険者と保険契約者との間の保険契約上の形成権である保険契約者の保険金受取人変更権が影響を受けることはないのであり、その点についての本件判旨は正当である。X は、債権者と債務者との間の債権譲渡禁止特約（民法 466 条 2 項）が物権的効力を有するところから悪意の第三者への譲渡の効力が否定されるという法理⁷を本件にも適用するべきであると主張しているが、判旨の指摘するように、債権譲渡禁止特約と本件とは局面を異にするのでこの主張は失当である⁸。

（4）遺言による保険金受取人変更とその後になされた生前行為としての保険金受取人変更との関係

保険金受取人不変更合意の効力を上記のように解する限り、遺言により死亡保険金受取人を B から X に変更したとしても、A はさらに、死亡保険金受取人を X から D に変更することは可能であることになる。もっとも、本

7 通説・判例である（我妻栄『新訂債権総論』524 頁（岩波書店、1964）、西村信雄編『注釈民法（11）債権（2）』365 頁（植林弘筆）（有斐閣、1965））。

8 債権譲渡禁止特約は債権者と債務者との間の合意であるのに対して、保険金受取人不変更合意は保険金請求債権の債権者（保険金受取人）と債務者（保険者）との間の合意ではない。保険契約者は、当該債権の債権者でも債務者でもないのである。

件では、Aが行った死亡保険金受取人変更は「XからD」ではなく、「BからD」への変更となっている。そこで、遺言による「BからX」への変更と、その後の生前行為による「BからD」への変更とが並立することになり、そのいずれが優先するのかが問題となる。本件判旨は、この場合、民法1023条2項により遺言が取り消されたものと認定し、後の「BからD」への変更が有効となるとしている。本件の遺言とその後の死亡保険金受取人変更の意思表示とは両立しないので、内容が抵触する生前行為による遺言の撤回を規定した民法1023条2項の適用は妥当である。

(5) 遺言による保険金受取人の最終的変更

以上のとおり、本件判旨の立論は形式的には妥当であると判断されるが、本件におけるAの真意という観点からは、若干の疑問の余地がないではない。すなわち、第一審判旨ではAとXとの間の保険金受取人不変更合意の存在を認定しているが、それを前提とすると、Aの遺言の真意としては、本件遺言の効力発生時であるAの死亡時（民法985条1項）における死亡保険金受取人とされている者からXに変更するというものであったのではないかと考えられるのである。仮に、Aの真意が上記のとおりであり、かつ、遺言については遺言者の真意を慎重に探求しこれをできるだけ尊重する解釈を行うという立場⁹に立ち、Aの遺言を「Aの死亡時における死亡保険金受取人とされている者からXに変更する」と解釈した場合、このような遺言の効力は認められるのであろうか¹⁰。

このような内容の遺言が認められたとすると、本件では遺言により死亡保険金受取人がAの死亡時の死亡保険金受取人とされているDからXに変更されることになり、最終的にはXが死亡保険金請求権を取得する。なぜなら、

⁹ 中川善之助『相続法』311頁（有斐閣、1964）。

遺言後の生前行為である B から D への死亡保険金受取人変更は遺言の内容とは抵触しないので、民法 1023 条 2 項の適用はなく、遺言は有効に存続すると解することができるからである。

一方で、このような遺言を認めることは、実質的に保険契約者自身による保険金受取人不変更の意思表示を認めることになり、保険契約者が行なう遺言後の生前行為の効力を保険契約者自身が否定するということは信義則上問題があるとも考えられる。また、民法 93 条 1 項(心裡留保)の趣旨からしても、生前行為の効力を否認する結果になることは許されないのではないかという懸念もある。

しかしながら、私見では、以下の理由によって、このような遺言を認める余地があるのではないかと考えている。

すなわち、まず、このような遺言による保険金受取人の最終的変更というニーズがあると思われる。遺言による保険金受取人変更については賛否の議論があったにもかかわらず保険法 44 条においてこの制度が導入されたのは、生前の意思表示による方法だけでなく遺言によって保険金受取人を変更したいというニーズがありうるからであるとされ、その例として、保険金受取人変更を家族に知られたくない場合が挙げられている¹¹。たとえば、本件で A が、夫の B や子の D に知られないように、死亡保険金をもって債務の返済

¹⁰ もっとも、遺言の解釈についての最近の学説では、文字に拘泥しなくともよいが遺言書の文言から全くかけはなれて解釈することは許されないと解されているようであり(中川善之助他編『新版注釈民法(28)相続(3)補訂版』51頁(加藤永一筆)(有斐閣、2002)、また、「保険金受取人変更の場合是一般の遺言事項と違い、保険者における保険金支払の相手方を確定するという取引的側面があり、徒に主観的解釈によることは保険者の二重払いの危険を生ぜしめるという問題がある」との指摘もある(山下友信『現代の生命・傷害保険法』38頁(弘文堂、1999)。したがって、本件において「B から X」と明確に記載されている遺言について上記のような解釈が許されるかどうかは相当に微妙であり、以下の議論はあくまでも仮定にもとづくものである。

¹¹ 萩本・前掲(注6)185頁。

に充てるために債権者の X を死亡保険金受取人とした場合にはこれにあたる。A としては、遺言の後、D の要請によって保険証券上の死亡保険金受取人を D に変更せざるを得なくなった場合でも、最終的には X を死亡保険金受取人とする意図であれば、上記のような遺言をする必要があるだろう。

また、これ以外にも、たとえば保険契約者兼被保険者である A が、「保険金受取人を B から C に変更する」という遺言をした後に、A の死亡の直前に B が死亡した場合を考えると、この時点で保険金受取人は B から B の相続人である D に変更されることになり（保険法 46 条）、その後 A が死亡した段階では遺言の内容に齟齬が発生してしまう¹²。このような問題の発生を防止するためには、「保険金受取人を、A の死亡時において保険金受取人とされている者から C に変更する」とする内容の遺言を認める実益がある。

一方で、前述した信義則や心裡留保の問題は、結局のところ保険金受取人として指定された者の期待の保護ということになるが、保険契約者はその後の行為によりさらに保険金受取人の変更が自由にできるのであって、そもそも、保険金受取人として指定された者の地位は脆弱なものといわざるをえない。したがって、保険契約者の遺言によって保険金受取人としての地位を剥奪された者も、その不利益は甘受すべきものと考えられる。

また、保険者との関係でも、最終的な保険金受取人が誰であるのかが明確であれば保険金二重払いの危険はないのであるから、このような遺言を認めても保険者の利益を害することにはならない。

¹² この場合、B の死亡直後に A が死亡したときには、解釈により遺言を「D から C に変更する」と読み替えることは可能であろう。しかし、B の死亡から A の死亡までの間に時間的間隔があった場合には、D から「A は保険金受取人として D を黙認していた」との主張がなされるであろうし、いずれにしても当事者間での紛争は免れないであろう。

なお、いったん遺言によって保険金受取人の最終的変更がなされた場合でも、保険契約者自身が望めば当然その撤回も認められることになる。ただし、遺言事項の撤回であるからその撤回は新しい遺言による必要があり（民法 1022 条）、それ以外の生前行為によっては撤回できないと解される¹³。

結局、遺言による保険金受取人変更については、意思表示の時期と効力発生の時期との間に乖離があることによりこの様な問題が発生するのであり、通常の保険金受取人変更とは異なった取扱をする必要があると思われる。

(6) 遺言による死亡保険金受取人変更とその後の保険契約者の変更

判旨では論点となっていないが、本件では、A の遺言後に、保険契約者を A から D に変更しており、これによって、被保険者である A の死亡時における保険金受取人変更権者である保険契約者は D ということになるが、その場合、A がなした遺言による死亡保険金受取人変更の効力はどうなるのかという問題がある。

遺言の効力発生時には A はすでに死亡保険金受取人変更権を有していないのであるから、A がなした遺言による死亡保険金受取人変更は失効するとも考えられる。しかし、遺言作成時点では A は死亡保険金受取人変更権を有していたのであり、むしろ、D は A から保険契約者の地位を引き継いだが、その保険契約者の地位の中には遺言によって死亡保険金受取人を変更したということも含まれると考えることによって、A の遺言による死亡保険金受取人変更は、A から D への保険契約者変更によっては影響を受けないと解するべきではないかと考える。

¹³ 民法 1023 条 1 項、同 1024 条によるみなし撤回はありうるが、ことの性質上、同 1023 条 2 項は適用されないと解される。